

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の13第3項において準用する第7条第2項
処分の概要：年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する第7条第2項（年少射撃資格の認定） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第78条において準用する第32条（年少射撃資格認定証の書換えの申請）及び第79条（年少射撃資格認定証の再交付の申請）
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：書換えは3日、再交付は5日（行政庁の休日を除く。）
申請先：申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問合せ先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備考：